スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

令和6年度

地域スポーツクラブ活動体制整備事業

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

岐阜県　本巣郡北方町

自 治 体 名 ： 岐阜県本巣郡北方町
担 当 課 名 ： 北方町教育委員会　学校教育課
電 話 番 号 ： ０５８－３２３－１１１５

1.自治体の基本情報

スポーツ庁

基本情報

面積	5.18 ㎢
人口	18,555人
公立義務教育学校数	2校
公立中学校生徒数	526人
部活動数	17部活 うち運動系12部活
市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	設置済
市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	策定済

地域連携・地域移行における市区町村の現状・課題

北方町では、令和５年度より、町内の1中3小学校が再編され、2校の義務教育学校として開校した。それまで1つの中学校で活動していた生徒が２校に分かれることもあり、生徒・保護者、また、指導者から、再編以降も合同部活動として活動したいという願いを受けて「北方学園クラブ」が発足した。現段階では、部活動、ジュニアクラブ（育成会による運営）、また、スポーツ少年団、それに部活動への体験入部を希望する学園の5,6年生の集合体を「北方学園クラブ」ととらえ、義務教育9年間の一貫した指導を目指している。（下図：北方学園クラブ）また、狭義では、各種目における北・南学園の合同チーム名を「北方学園クラブ」とし、練習はもとより、大会やコンクール、行事等への出場・参加をしている。

北方学園クラブを運営する中で、今年度は以下の３点を課題としている。

【課題１】 活動のさらなる充実

２つの学園の生徒（児童）がスポーツや文化に親しみ、共にのびのびと活動することを通して、自主性や社会性、また豊かな人間性を育成すること

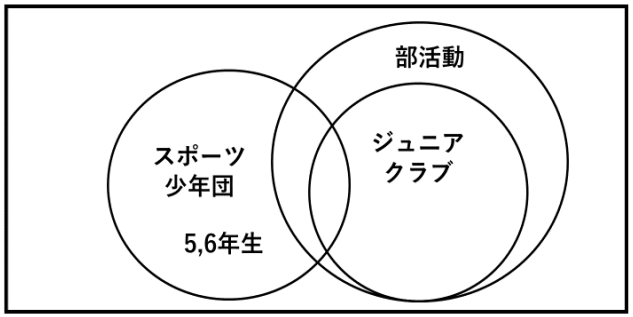
【課題２】 地域移行

土、日曜日、祝日における部活動の指導を社会人指導者、育成会に委ねていくこと

【課題３】 義務教育９年間の一貫指導

スポーツ少年団、及び町内の5,6年生が、後期課程（中学生）の活動（主に部活動）を体験できるようにすること

北方学園クラブ



※種目・・・野球、バスケ（男・女）、バレー（男・女）サッカー、陸上、剣道、卓球、ソフトボール、ソフトテニス、ダンス、合唱、美術、英会話、パソコン、家庭科

◇運営委員会・・・有識者、PTA代表、種目団体代表（運動系:１２、文化系:5）、学校関係者
※種目代表者は、すべて社会人指導者

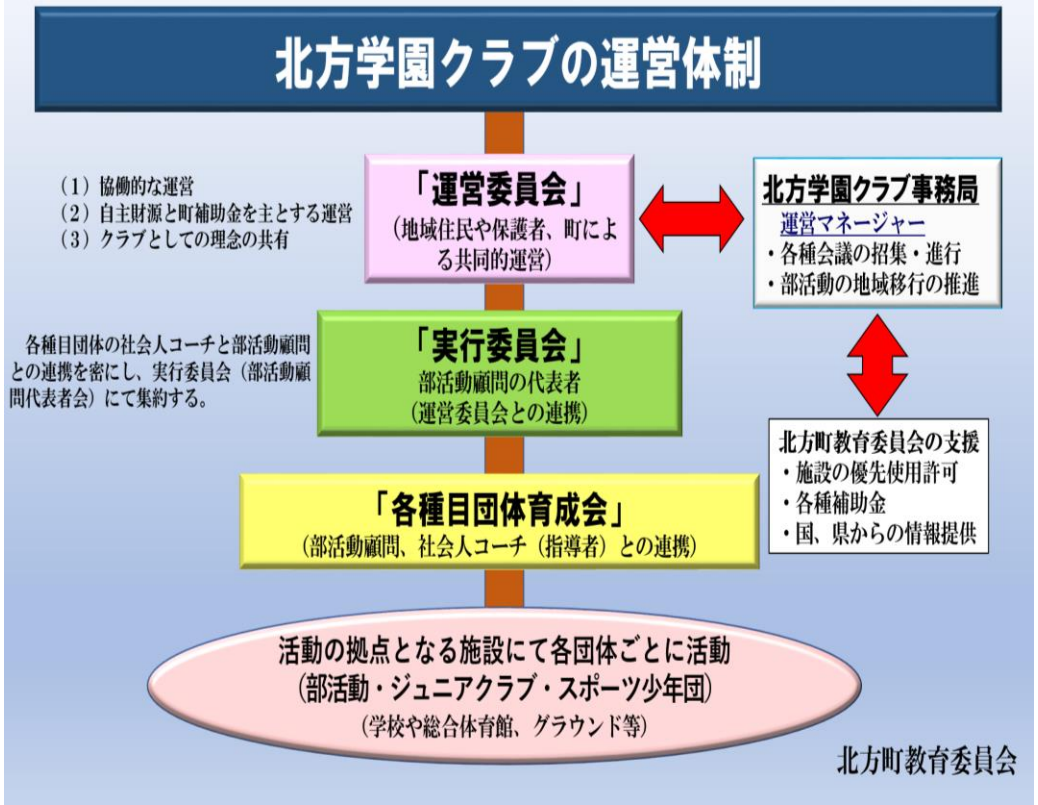
◇実行委員会・・・部活動顧問代表者、学校関係者

2.実証内容と成果

スポーツ庁

運営体制・役割

●運営体制図（市区町村における推進体制図）



●行政組織内での役割分担

◉教育委員会（学校教育課）

◇学校教育担当　県との連絡調整、補助金の申請、報告等

◇社会教育担当　社会人指導者の採用及びスポーツ少年団との連絡調整

◇運営マネージャー（会計年度任用職員）

連絡会、運営委員会、実行委員会、担当者会の計画運営、関係機関との連絡調整

年間の事業スケジュール

令和6年4月	○部活動顧問、育成会長、社会人指導者連絡会
令和6年5月	○部活動担当者会 ○指導者研修会
令和6年6月	○部活動担当者会
令和6年7月	○学園クラブ調査（地域移行進捗状況等） ○部活動担当者会
令和6年8月	○第１回運営委員会、実行委員会
令和6年12月	○部活動担当者会 ○(県の指導者研修会への参加)
令和７年2月	○部活動担当者会
令和７月３月	○第2回運営委員会、実行委員会

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の運営実績

①全体に関すること

中学校数	2校	実施した地域クラブ総数	12クラブ
ケース別クラブ数	A：部活動を地域移行した形のクラブ数（及び移行された部活動数）		12クラブ
	B：部活動を移行する形態ではない地域クラブ（新たな種目のクラブを新規に創設するケース等）		
全体の指導者数	27 人 (内、教職員の兼職・兼業７名)	全体の運営スタッフ数	0 人

②各クラブに関すること

クラブ名	運営団体種別	種目 ※新規のものは末尾に（新）を付ける	実施回数	実施時間帯	参加者（学年別）	実施期間	活動場所	指導者数	運営スタッフ数（他クラブと兼務）	会費	大会参加方法
北方学園クラブ	北方学園クラブ	野球 バスケ（男・女） バレー（男・女） サッカー、陸上、剣道、卓球、ソフトボール、ソフトテニス、ダンス	月 最大６回（土日・祝日）	（午前）9時～12時 （午後）１３時～１６時	７年生から９年生	4月から３月	学校体育施設 社会体育施設	１人から２人	0人	各種部活動により異なる （例） 陸上：7,000円 野球：20,000円	例） 中体連：部活動 その他：地域クラブ

③その他、体験会やイベント等の開催実績

●特になし

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

○コーディネーターとして運営マネージャーを１名配置し、関係団体との連絡調整、及び指導助言等を行う。

○年度当初の連絡会、また、年2回の運営委員会、及び実行委員会を実施することで、持続可能な運営ができる組織体制を整備する。

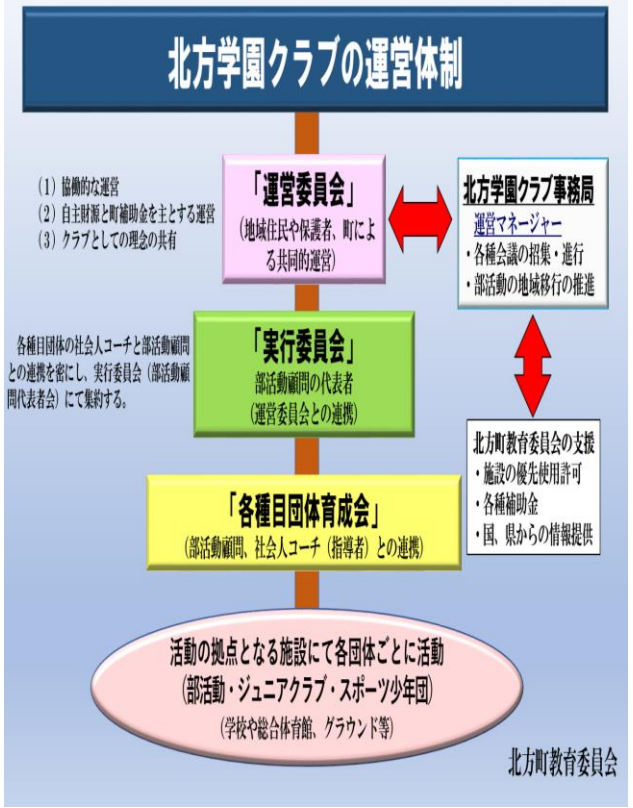
○年５回程度の担当者会を実施することで、クラブの円滑な運営を図る。

取組の成果

○運営マネージャーを配置したことにより、学校と町教育委員会、運営団体である指導者と育成会とのスムーズな連携を図ることができた。

○連絡会では、部活顧問(教員)、社会人指導者、育成会長(保護者)が一堂に会することで、スムーズなスタートが切れた。また、運営委員会、実行委員会を定期的に開催することで、クラブの現状や方向性についての共通理解が図れた。

○運営委員長、各校の担当教頭(実行委員長)、マネージャーによる連絡会を行うことで、活動や指導者の状況を把握し、改善に向けて取り組むことができた。



コーディネーターの具体的な動きの実績

【総括コーディネーター】

・運営委員会、実行委員会を開催した。各クラブの現状や課題を全　体で共通理解し、改善を図ることができた。

・事務局を置くことで、学校、指導者、保護者育成会への連絡調整を継続的に行うことができた。

今後の課題と対応方針

■事務局として各種目団体の活動のすべてを把握することの困難さがある。

「活動を通して、生徒の自主性や社会性、また、豊かな人間性を育成する」という部活動の指導理念を第一に考え、活動環境の整備や指導者の確保、研修の充実などに努めていきたい。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保

取組事項

①指導者研修の充実
・5月に独自の研修を実施、12月の県の育成研修への案内

②指導者の確保:各部活動に2名の配置を目指す
・すでに指導している指導者からの紹介
・育成会からの推薦、町広報誌による募集
・教員の兼職・兼業としての指導者募集

③指導者の指導の機会を確保(指導者謝金の増額)

指導者　指導者数　２７名

【内訳】
・町社会人指導者　２０名
・教員の兼職・兼業　　７名

【年齢別】
・20代　　７名
・30代　　１名
・40代　　６名
・50代　　９名
・60代　　４名

【資格】（教員を除く20名の内）

・日本スポーツ協会公認指導者　７名

・種目協会公認コーチ　２名

・県スポーツ協会認定指導者　　２名

取組の成果

①指導者研修として、5月に消防署員による救命救急法、熱中症への対応の研修会を実施。また、12月実施の県の育成研修会への案内をした。
・現時点での指導者20名の内、11名が日本スポーツ協会等の指導者資格を保有することができている。
②各部活動に2名以上の指導者配置を目指す
・現時点で12ある部活動の内、８つの部活動に複数の2名の指導者を配置することができている。
・町教委を通じて、教職員に兼職・兼業の指導者を募集。7名の登録者あり。
③指導者の指導の機会の確保(指導者謝金の増額)
・指導者への謝金の上限を月4回分から6回分に増やし、土日、祝日への指導に、より対応できるようにした。

特に工夫した事項

・年に5回程度、委員長、各学園の教頭、クラブマネージャーで構成する部活動担当者会を実施。指導状況についての情報交流を行い、トラブル等があれば改善策を検討した。
・部活動顧問(教員)と社会人指導者、また育成会（保護者会）との連携を図るべく、年度当初にはその三者が一堂に会せる連絡会を設け、顔合わせも含め、年間の指導についての共通理解が図れるようにした。

今後の課題と対応方針

・今後も、指導者には、クラブ指導でのコンプライアンス順守の観点から、ハラスメントへの認識を深める研修等を継続する。
・今後も、いじめなど生徒間のトラブルについては、部活動顧問(教員)も関わっていくことを年度当初の連絡会等で確認し、実行する。
・社会人指導者が1名の部活については、人材の確保を継続する。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　カ：参加費用負担の支援等

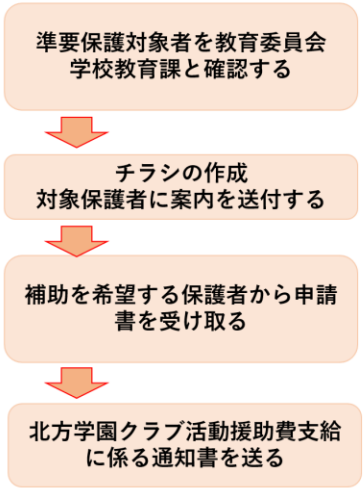
取組の成果

・就学援助を受けている対象へ支援できるように、北方学園クラブ活動援助費支給要綱を作成、保護者への周知を進めることができた。
１２種目の部活動には、２校の義務教育学校の生徒280人の生徒が入部している。その中で、対象の40人のうち、18人の申請があり、支給した。

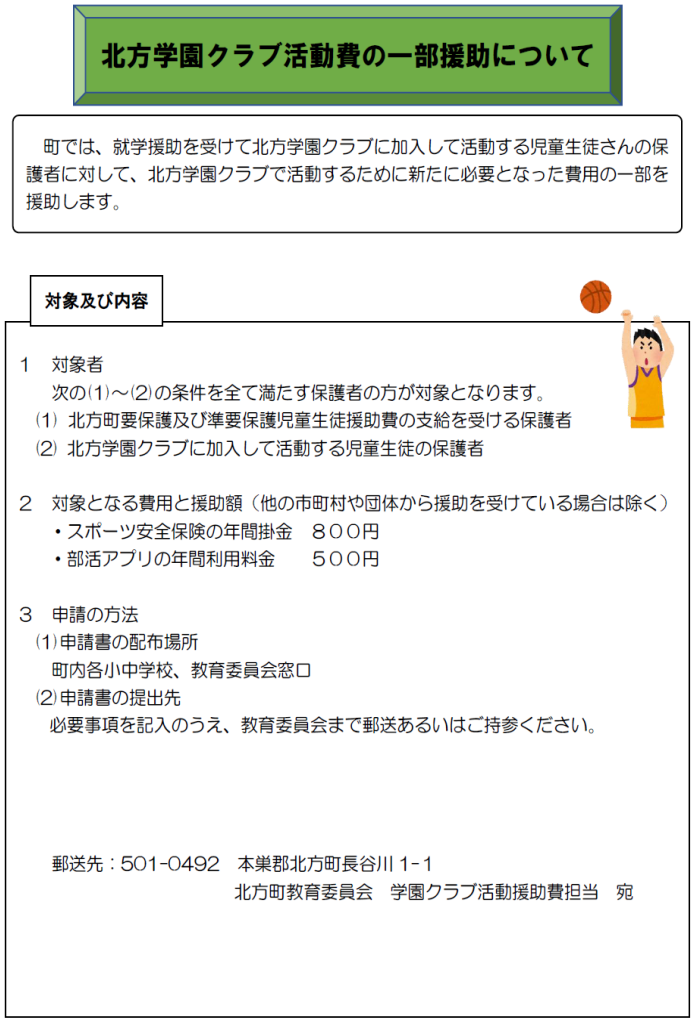
・就学援助を受けて北方学園クラブに加入して活動する児童生徒の保護者に対して、北方学園クラブで活動するために新たに必要となった費用の一部を援助した。（部活動アプリ500円/年、スポーツ安全保険800円/年）

特に工夫した事項

・就学援助を受けている保護者に対し、社会教育担当が、チラシ等作成及び配付の各校への依頼、申請や給付手続きを行った。



申請や給付手続き



北方学園クラブ活動費の一部援助について

町では、就学援助を受けて北方学園クラブに加入して活動する児童生徒さんの保護者に対して、北方学園クラブで活動するために新たに必要となった費用の一部を援助します。

対象及び内容

1　対象者
次の(1)～(2)の条件を全て満たす保護者の方が対象となります。
(1) 北方町要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給を受ける保護者
(2) 北方学園クラブに加入して活動する児童生徒の保護者

2　対象となる費用と援助額（他の市町村や団体から援助を受けている場合は除く）
・スポーツ安全保険の年間掛金　８００円
・部活アプリの年間利用料金　　５００円

3　申請の方法
(1)申請書の配布場所
町内各小中学校、教育委員会窓口
(2)申請書の提出先
必要事項を記入のうえ、教育委員会まで郵送あるいはご持参ください。

郵送先：501-0492　本巣郡北方町長谷川 1-1
北方町教育委員会　学園クラブ活動援助費担当　宛

北方学園クラブ活動援助費支給の案内

2.実証内容と成果①

スポーツ庁

総括・成果の評価・今後に向けて

●総括

令和5年度より、1つの中学校が2つの義務教育学校に分離することを受け誕生した合同クラブ「北方学園クラブ」であったが、同時に、休日部活動の地域移行の取組も開始した。令和3年度より、「準備委員会」として準備を進めていたこともあり、令和5年度には、地域移行の体制がほぼ定まった。しかし、指導者の不足や中体連大会への対応などもあり、当初よりその目的とされた学校教職員の負担軽減については完全には達成されていない。

現在、本クラブには12の種目クラブがあり、27名の社会人指導者が指導にあたっている。地域移行の整備には各クラブに複数の指導者を配置することを目指しているが、十分ではない。

本町では、その運営を「行政部局直轄運営」の形をとっている。学校（行政）、地域（社会人指導者）、保護者（育成会）の共同運営としながら、町から委嘱された「運営マネージャー」が事務局、またコーディネーターとして、関係機関の調整を行っている。そのために、計画的に「連絡会」「運営委員会」「実行委員」「担当者会」などを位置づけ、クラブの現状把握と今後の方向性などについて共通理解を図っている。

●成果の評価

〇令和３年度に「準備委員会」を立ち上げ、令和４年度までに７回の会を実施し、検討を重ねたことで、令和５年度には「北方学園クラブ」を発足することができた。

〇運営委員会を運営の最高議決機関としながら、運営方針等については、町、学校と連携を取りながら進めることで、共同運営の意識を定着させることができた。

〇令和４年度より、「運営クラブマネージャー」を事務局に配置することで、クラブの環境整備とともに、円滑な運営を図ることができた。

〇町の社会人指導者として２０名を確保、また、令和6年度には、教員の兼職・兼業による指導者を募集し、7名の申請を得ることができた。また、指導者への謝金については、町の予算として計上。保護者の負担軽減と共に指導者への待遇改善を図ることができた。

●今後に向けて

〇地域移行への環境整備として、全種目クラブにおける「指導者の複数配置」を推進したい。（現在12あるクラブの内、4つが一人体制である）

〇クラブのコンプライアンスの観点から、指導者研修を充実させ、モラルや社会的ルールなどについての意識の向上を図りたい。また、来年度も教員の兼職・兼業における社会人指導者を募集し、無理のない範囲での活躍を期待したい。

〇部員が極端に少ないクラブについて、他市町の中学校との合同チームとしての活動整備について、学校とも情報を共有しながら、進めていきたい。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
北方学園クラブの設立準備		北方学園クラブの発足	北方学園クラブの充実

◇北学園クラブ設立に向けての主な検討事項
- ・スポーツ少年団の加入
- ・合同チームとしての大会出場の可否
- ・部活動地域移行に伴うクラブの在り方、教員の負担軽減
- ・備品の購入について
- ・合同チームとしての練習場所
- ・運営資金について（指導謝金、部費の徴収、配分）
- ・準備クラブとしての活動紹介
- ・研修会、講習会の実施
- ・運営マネージャーの設置

◇北学園クラブ設立に向けての主な検討事項
- ・社会人コーチの委託、紹介
- ・地域移行に関わる岐阜県の取組
- ・北方学園クラブの庶務担当の所在
- ・部活動調査
- ・部活動アプリ説明会
- ・指導者研修会及び育成会へ説明
- ・地域移行に関わる県からの説明
- ・北方学園クラブのスタートに向けて（指導者、平日の部活動、活動場所の確認、部活動アプリ、スポーツ保険、合同チームとしての出場の可否）
- ・令和５年度の設立式について

◇北方学園クラブでの主な検討・確認事項
- ・学園クラブ発足式の実施
- ・部活動顧問、育成会長、社会人指導者連絡会（社会人指導者の委嘱、運営についての説明）の実施
- ・部活動担当者会（部活動の状況について、練習会場の鍵の管理、大会出場に伴う補助金の申請、熱中症予防のための中止判断、規約の見直し）の実施
- ・北方学園クラブ運営委員会及び実行委員会の実施（学園クラブ調査報告、各種目の活動報告、運営上の課題、５・６年の部活動体験会の報告等）

◇北方学園クラブでの主な検討・確認事項
- ・部活動顧問、育成会長、社会人指導者連絡会の実施
- ・部活動担当者会の実施
- ・運営委員会及び実行委員会(休日における部活動の地域移行の理念)の実施
- ・指導者研修会(熱中症等の予防、救命救急法)の実施
- ・県主催のフォーラム等に参加。他の市町の実践を参考に、本クラブの課題の洗い出しと今後の方針の検討

・令和３年度「北方学園クラブ準備委員会」を発足。令和４年度にかけて７回の会を実施し、検討を重ねる。北方学園クラブ設立に向けて、教育委員会事務局が提案、県教育委員会体育健康課からの地域移行に関わる説明や大学教授による助言を受け、準備を進める。

・令和４年度半ばからは、「北方学園クラブ運営委員会」と名称を変更し、令和５年度４月の発足に向けての体制を整備。野球とソフトボールを他種目に先駆けて「北方学園準備クラブ」とし、活動を展開。活動モデルとして広く紹介する。

・クラブ運営マネージャー（事務局）を教育委員会（生涯学習センター）に配置。発足後は、運営委員会や実行委員会、部活動担当者会にて、活動状況や部活動顧問の負担等についてヒアリングを行うなど、運営についての環境整備を行う。

3.今後の方向性

スポーツ庁

地域連携・地域移行の推進に向けたロードマップ

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
休日部活動の地域移行 （野球・ソフトボール）	休日部活動の地域移行（１７全ての部活動） 野球、バスケ（男・女）バレー（男・女）、サッカー、陸上、剣道、卓球、ソフトボール、ソフトテニス、ダンス、 （以下は文化系　合唱、美術、英会話、パソコン、家庭科）		
	【部活動の取組】 ○平日の部活動（週３回）の指導については従来通り、学校が運営主体となり、部活動顧問が指導する。 ○休日の部活動は社会人指導者、育成会（保護者会）が指導・運営を行う。 【社会人指導者の確保】 〇令和６年度から社会人指導者への謝金の上限を月４回から月６回までに引き上げ、休日の指導に対応できるよう予算措置を行う。 〇令和６年度から社会人指導者について、教員の兼職兼業を募集する。 ★令和７年度も指導者の確保に努めながら、研修の場を提供する。 ★指導者、顧問(教員)、育成会（保護者）の連携を密にする。		